

保医第1921号  
令和2年3月22日

一般社団法人岐阜県医師会長 }  
一般社団法人岐阜県病院協会長 } 様  
各帰国者・接触者外来設置医療機関の長 }

岐阜県健康福祉部保健医療課長

海外渡航歴のある方における新型コロナウイルス感染症の発生について

今般、帰国時点で入管法に基づく入国制限対象地域や検疫強化対象地域（※）に指定されていない国を訪問後に帰国し、検査の結果、新型コロナウイルス感染症と確定された患者が県内で2例発生しました。

つきましては、下記について貴会会員（貴院職員）へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- ・海外渡航歴のある方については、入管法に基づく入国制限対象地域や検疫強化対象地域（※）に指定されていない国以外の渡航歴のある方についても、新型コロナウイルス感染症を念頭において診察すること。
- ・上記患者について、診察の結果、新型コロナウイルス感染症を強く疑う場合は、帰国者・接触者相談センターに速やかに連絡すること。

※厚生労働省ホームページ

「水際対策の抜本的強化に関する Q&A（令和2年3月19日時点版）」参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

岐阜県健康福祉部保健医療課  
感染症対策係  
係長：居波 担当：中澤  
TEL 058-272-1111（内線 3351）  
FAX 058-278-2624

